

横浜市駐車場条例の解説

横浜市駐車場条例
横浜市駐車場条例施行規則
横浜市駐車場条例取扱基準

令和~~3~~4年 12 月

横浜市

目 次

第 1 章 総則

P 1

- 1 趣旨
- 2 用語の定義

第 2 章 届出等

P 4

- 1 手続きの流れについて
- 2 審査基準及び標準処理期間について
- 3 特例承認申請及び承認等申請について
- 4 その他駐車場設置に関する規定について

第 3 章 附置義務駐車場の台数

P ~~7~~ 8

- 1 乗用車駐車場の附置について
- 2 荷さばき駐車場の附置について
- 3 自動二輪車駐車場の附置について
- 4 適用除外の建築物について
- 5 増築又は用途変更の場合について

第 4 章 附置義務駐車場の規模・構造

P ~~15~~ 6

- 1 駐車ますの大きさについて
- 2 出入口の設置禁止位置について
- 3 車路の幅員について

第 5 章 附置義務駐車場の特例

P ~~19~~ 20

- 1 敷地外駐車場の基準について
- 2 敷地外駐車場の設置について
- 3 敷地外駐車場の表示について
- 4 定期報告について

参考資料

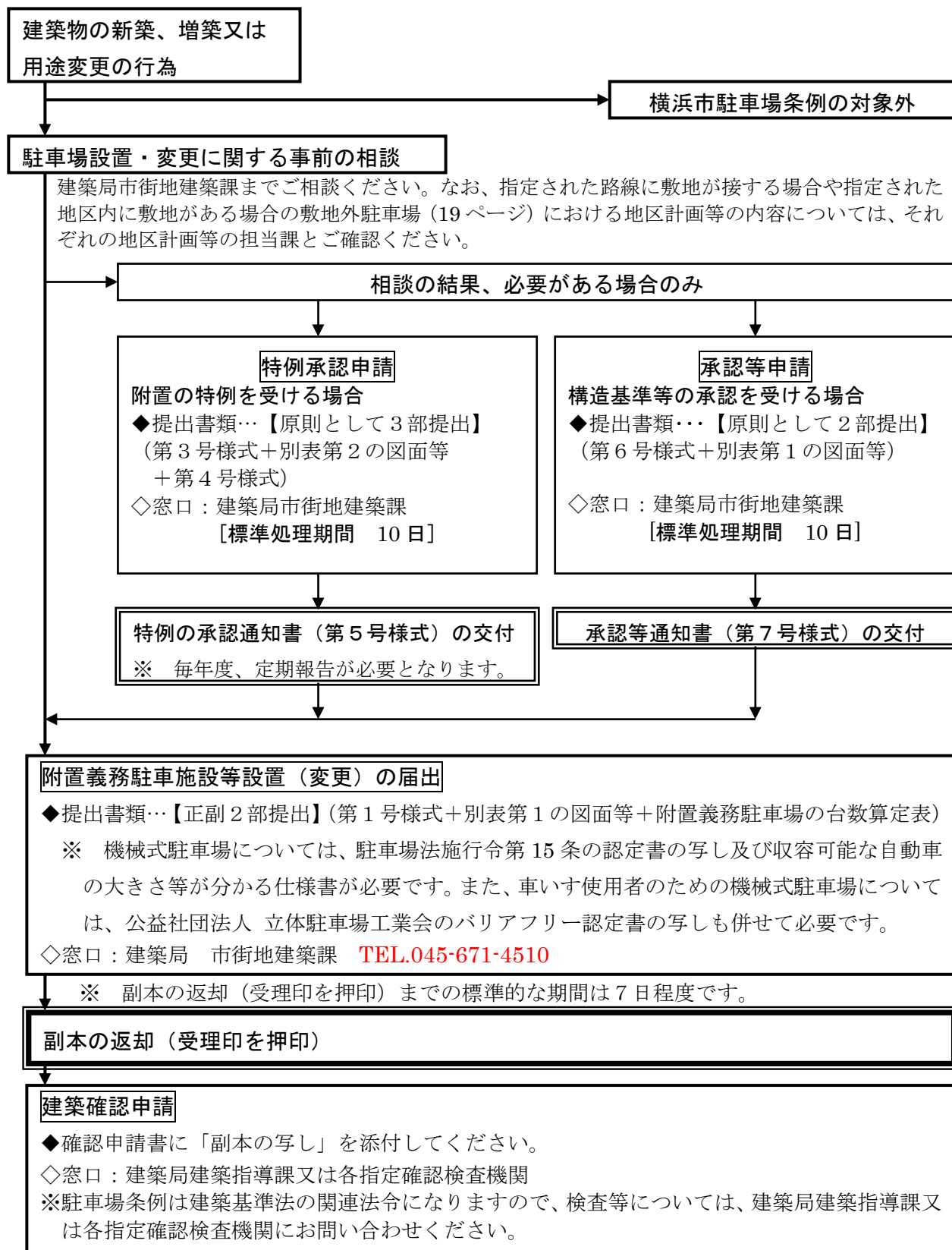
P ~~21~~ 2

附置義務駐車場の台数算定表(1)(2)
横浜市駐車場条例
横浜市駐車場条例施行規則
横浜市駐車場条例施行規則（別表・様式）
横浜市駐車場条例取扱基準
横浜市駐車場条例取扱基準（別図・別記）

第2章 届出等

1 手続きの流れについて

駐車場条例は、建築基準関係規定である駐車場法第20条に基づくもので、建築確認と密接な関係があります（建築基準法施行令第9条第6号）。手続きの流れは、おおむね次のとおりです。



	対 象	根拠条例等
承認等申請	駐車施設等を附置する必要がある建築物の承認	駐車場条例第8条第1項第3号 施行規則第2条
	特殊な形態の駐車施設等の承認	駐車場条例第11条第5項 (特殊な形態の駐車施設等について、有効かつ安全に駐車できる場合)
	駐車施設等の出口及び入口の設置の承認	施行規則第5条第3項 (建築物の内容や敷地の条件を勘案し、自動車の通行上支障が無い場合)

4 その他駐車場設置に関する規定について

駐車場条例、施行規則及び取扱基準の規定を遵守するとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、駐車場法（昭和32年法律第106号）、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）、大規模建築物に係る駐車施設等の県警協議その他の関係法令及び指導基準など、あらかじめ把握し当該計画に反映していただくものがありますので、十分留意の上、計画してください。

【駐車場法担当部署：都市整備局 都市交通課 TEL. 045-671-3853】

【大規模小売店舗立地法担当部署：経済局 商業振興課 TEL. 045-671-2598】

(1) 共同住宅等の駐車場設置基準

共同住宅等（~~マンションを含む~~）の用途に供する建築物については、横浜市建築基準条例（昭和35年横浜市条例第20号）による駐車場の設置基準があります（~~駐車場条例には設置基準がありません~~）。対象となる建築物は、住居の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるものとなっています。

駐車場条例の対象となる建築物と共同住宅等が複合している場合は、それぞれの規定に基づき算定を行い、足し合わせた駐車台数を設置してください。

~~なお、ワンルーム建築物で、階数が2以上であり、かつ、ワンルーム形式の住戸等を10戸以上有するものを対象とした「横浜市ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準」（昭和62年）においても駐車場の設置基準がありましたが、令和3年4月1日に廃止されました。~~

【担当部署：（横浜市建築基準条例）建築局 建築指導課 TEL. 045-671-4531】

(2) 横浜市福祉のまちづくり条例

横浜市福祉のまちづくり条例（平成9年横浜市条例第19号）で指定された建築物等を新設又は改修をする場合は、事前協議が必要となります。

【担当部署：建築局 市街地建築課 TEL. 045-671-4510】

(3) 横浜市生活環境の保全等に関する条例

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号）により、駐車場の設置者及び管理者は、施設内に駐車する自動車の原動機停止（アイドリング・ストップ）に関して、責務を負うことになっています。

【担当部署：環境創造局 大気・音環境課 TEL. 045-671-2483】

(4) 横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成 30 年横浜市条例第 3 号）により、市街化区域内で一定規模以上の集客施設又は共同住宅等を新築又は増築する場合、施設の建築主は当該施設の敷地内（集客施設については、例外規定あり）に、条例で定められた基準に従い算定した台数以上の自転車駐車場（駐輪場）を設置することになっています。

【担当部署：道路局 交通安全・自転車政策課 TEL. 045-671-3644】

第5章 附置義務駐車場の特例

1 敷地外駐車場の基準について【条例第10条第1項、取扱基準第3条及び5条】

附置義務駐車場は、建築物又は建築物の敷地内に設置しなければなりません。建築物の構造又は敷地の位置、規模等により、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合、その他市長が特にやむを得ないと認める場合には、建築物の敷地からおおむね300メートル以内に駐車場を設置することができます。

ただし、車いす使用者用駐車場については、敷地外駐車場とすることはできません。

(1) 指定された路線に建築物の敷地が接する場合

都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に規定する地区計画等、景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画、横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市区条例第4号）第12条に規定する地域まちづくりルール又は横浜市街づくり協議要綱第4条に規定する街づくり協議指針等（以下「地区計画等」と総称します。）において、当該地区計画等に定められた通り、街路、モール等に面して駐車場及び車庫の出入口の設置を避けることに関する表現が明確に規定されているもののうち、別図1（567～601ページ）に定める道路に建築物の敷地が接する場合は、敷地外駐車場とすることができます。

ただし、その建築物の敷地が2以上の道路に接する場合において別図1に定める道路以外に自動車用の出口及び入口の設置ができる場合を除きます。

なお、地区計画等の内容については、それぞれの地区計画等の担当課とご確認ください。

(2) 指定された区域内に建築物の敷地がある場合

地区計画等において、駐車施設等の配置に関する方針が明確に規定されているもののうち、別図2（612～623ページ）に定める区域内において、当該地区計画等に定められた方針のとおり駐車施設等を設置する場合は、敷地外駐車場とすることができます。

なお、地区計画等に定められた方針（駐車施設等の配置に関する方針）への適合については、それぞれの地区計画等の担当課とご確認ください。

それぞれの地区計画等の担当課については以下のとおりです。

横浜駅周辺地区	都市整備局 都心再生横浜駅・みなとみらい推進課（横浜駅周辺）【045-671-2693】
関内地区・元町地区・伊勢佐木町地区・大通り公園周辺地区・吉田町地区	都市整備局 都心再生課（関内周辺）【045-671-2673】
綱島駅周辺地区	都市整備局 市街地整備推進課【045-671-3513】
大口通地区・港北ニュータウン地区・瀬谷駅周辺地区	都市整備局 地域まちづくり課【045-671-2667】
みなとみらい21地区	都市整備局 横浜駅・みなとみらい21推進課【045-671-3516】

(3) その他特にやむを得ない場合

- ア 既存建築物を増築する際に、構造上、駐車場が設置できない場合
- イ 自動車用の出口及び入口の位置が施行規則第 5 条第 1 項及びその他の関係法令に抵触して、駐車場の設置ができない場合
- ウ 前面道路の交通規制（歩行者天国等長時間にわたる通行禁止）のため、自動車の出入りが不能の場合、又は前面道路の交通上、駐車場を設けることが好ましくない場合
- エ 敷地が 500 平方メートル未満、かつ乗用車駐車場の附置義務台数が 5 台以下の場合
- オ その他市長が特にやむを得ないと認める場合

2 敷地外駐車場の設置について【取扱基準第 5 条】

敷地外駐車場の設置については、申請者（承認を受けようとする者）が所有する土地の場合、屋外に設置することができますが、賃借契約等により敷地外駐車場を確保する場合は、建築物の全部若しくは一部に設置する駐車場又は機械式駐車場で、正当な権原に基づき使用することができるものに限ります。

3 敷地外駐車場の表示について【取扱基準第 10 条】

条例第 10 条第 1 項に規定する敷地外駐車場を設置する者は、この特例を受けた建築物の見やすい箇所に、附置義務駐車場が敷地外にある旨を記載した板（別記様式、**623** ページ）を表示する必要があります。

また、板の材質は、耐候性及び耐久性があるものとし、堅固に固定してください。

4 定期報告について【条例第 12 条の 2 及び施行規則第 8 条】

平成 19 年 12 月以降、条例第 10 条各項に規定する特例を受けた駐車場の所有者又は管理者は、毎年度（工事完了時及び翌年度以降毎年 1 回）、適切に維持管理している状況について、第 8 号様式（**489**、**4950** ページ）により、報告しなければなりません。

【定期報告書の提出先：都市整備局都市交通課】

※ 駐車場条例の届出窓口（建築局 市街地建築課）とは異なりますので、ご注意ください。

横浜市駐車場条例取扱基準

制定 平成 7 年 6 月 30 日

改正 令和 ~~3~~ 4 年 12 月 24 日

(目的)

第 1 条 この取扱基準は、横浜市駐車場条例（昭和38年条例第33号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえて、駐車施設等の設置に関する必要な事項を定めるとともに、建築主の協力を得ることにより、適正な駐車場の設置を促すことを目的とする。

(駐車施設の附置に関する基準)

第 2 条 条例第 4 条ただし書きに基づき、市長が別に定める基準とは、同条中の表(4)欄及び(5)欄に係るものとし、その区域及び基準については別表のとおりとする。

(荷さばきのための駐車施設の附置に関する基準)

第 2 条の 2 条例第 4 条の 2 ただし書に規定する荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合とは、敷地が1,000平方メートル未満の場合とする。

(建築物の構造又は敷地の位置、規模等による駐車施設等の附置の特例)

第 3 条 条例第10条第 1 項に規定する交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合その他市長が特にやむを得ないと認める場合とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の 4 に規定する地区計画等、景観法（平成16年法律第110号）第 8 条に規定する景観計画、横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年 2 月横浜市条例第 4 号）第12条に規定する地域まちづくりルール又は横浜市街づくり協議要綱第 4 条に規定する街づくり協議指針等（以下「地区計画等」と総称する。）において、当該地区計画等に定められた通り、街路、モール等に面して駐車場及び車庫の出入口の設置を避けることに関する表現が明確に規定されているもののうち、別図 1 に定める道路に建築物の敷地が接する場合（その建築物の敷地が 2 以上の道路に接する場合において別図 1 に定める道路以外に自動車用の出口及び入口の設置ができる場合を除く。）
- (2) 地区計画等において、駐車施設等の配置に関する方針が明確に規定されているもののうち、別図 2 に定める区域内で当該地区計画等に定められた方針のとおり駐車施設等を設置する場合
- (3) 既存建築物を増築する際に、構造上、駐車施設等の設置ができない場合
- (4) 自動車用の出口及び入口の位置が横浜市駐車場条例施行規則第 5 条第 1 項、同条第 2 項又はその他の関係法令に抵触して、駐車施設等の設置ができない場合
- (5) 前面道路の交通規制（歩行者天国等長時間にわたる通行禁止）のため、自動車の出入りが不能の場合、又は前面道路の交通上、駐車施設等を設けることが好ましくない場合
- (6) 敷地が500平方メートル未満、かつ駐車施設の附置義務台数が 5 台以下の場合
- (7) その他市長が特にやむを得ないと認める場合

自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けるものとする。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。

（警報装置）

第9条 駐車施設等には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要と認められる場合、警報装置又は注意灯を設けるものとする。

（敷地外駐車施設等の表示）

第10条 条例第10条第1項に規定する敷地外駐車施設等を設置する者は、条例第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の見やすい箇所に、条例第10条第1項に該当する建築物である旨を記載した板（別記様式）を表示するものとする。

2 前項の板の材質は、耐候性及び耐久性があるものとし、堅固に固定するものとする。

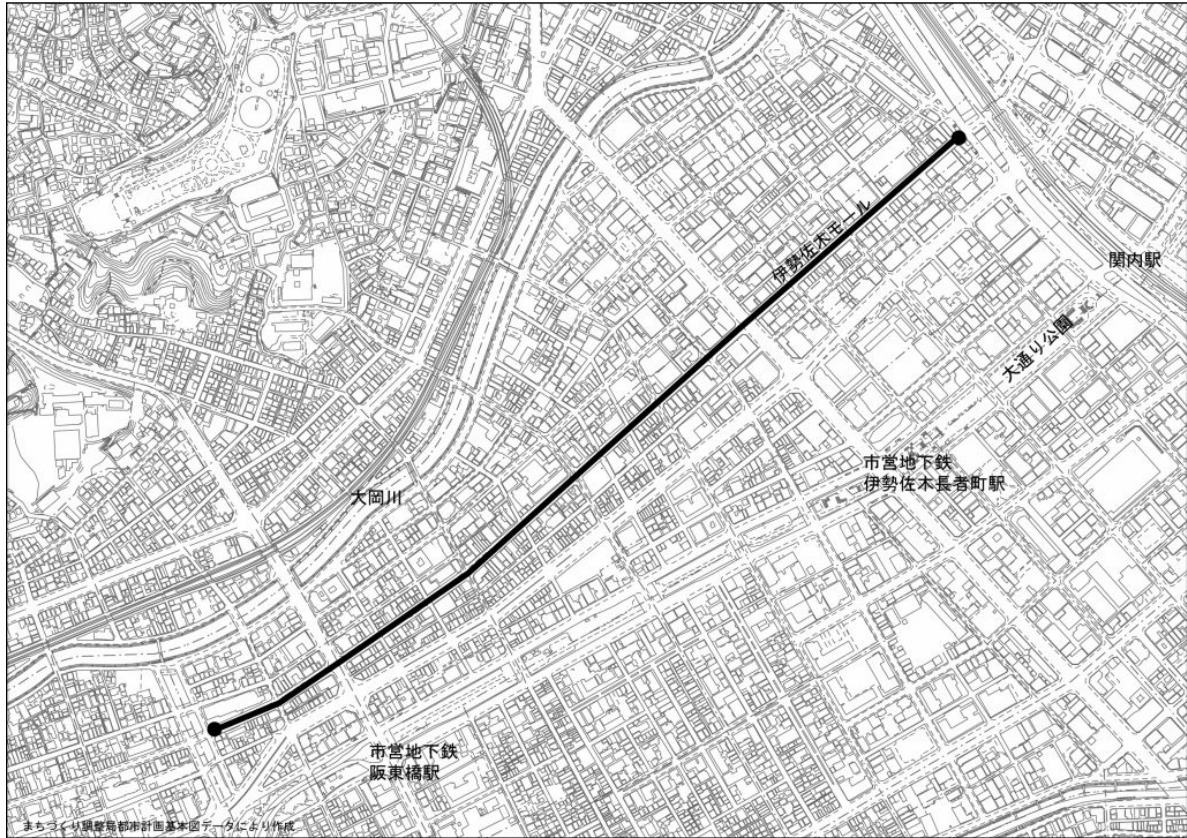
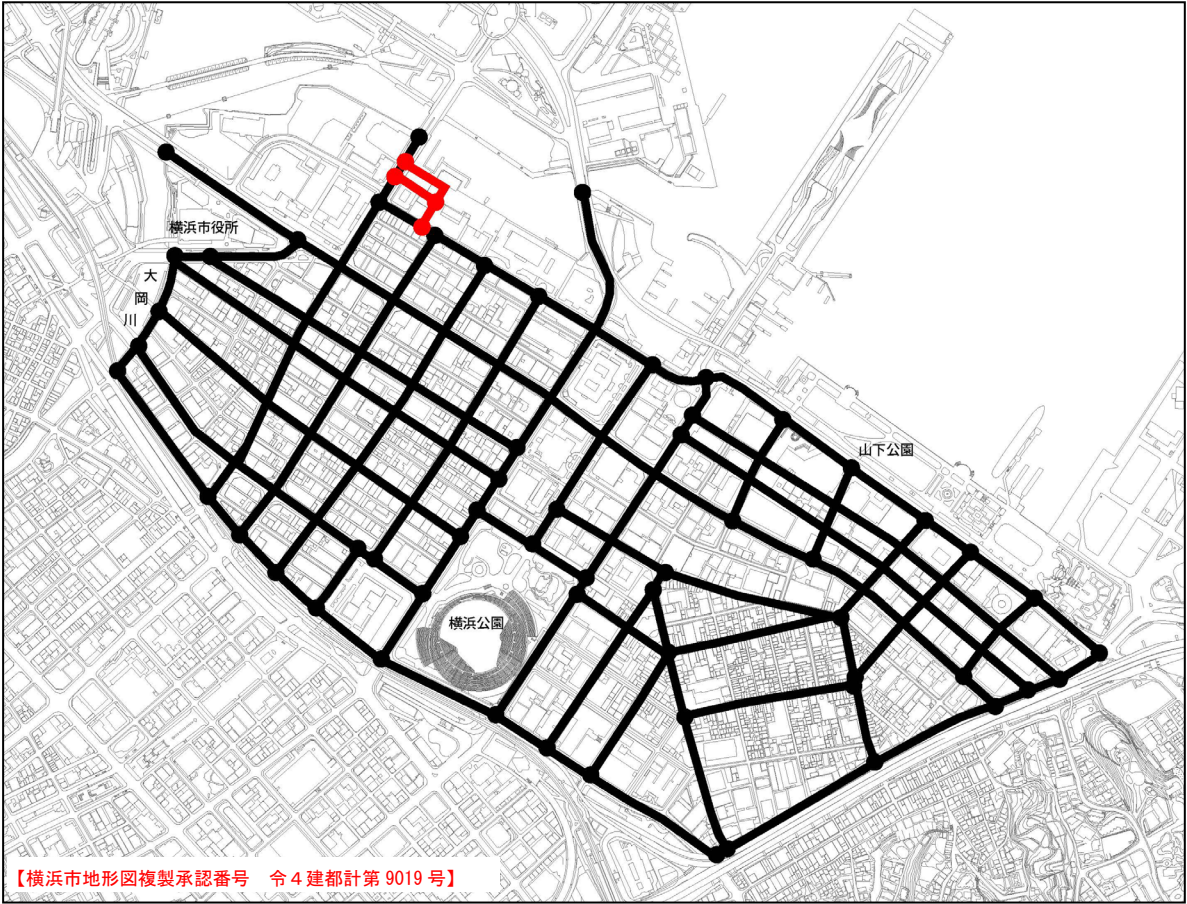
（附置義務駐車施設等を設置できる範囲）

第11条 条例第4条から第6条の3までの規定により駐車施設等を附置する者は、その敷地内に都市計画で定められた道路が含まれる場合においては、その道路内に駐車施設等を設置しないものとする。ただし、条例第4条から第6条の3までの規定により算出した台数を超える駐車施設等の部分については、この限りでない。

附 則

この取扱基準は、令和~~3~~4年12月246日から施行する。

別図 1



届出及び相談窓口

建築局 建築指導部 市街地建築課

電話：045-671-4510

所在地：横浜市中区本町6丁目 50番地の10 市庁舎25階

編集・発行

横浜市都市整備局都市交通課

令和~~3~~4年 ~~10~~12月 ~~18~~26日発行

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50番地の10 市庁舎29階

電話：045-671-3853 ファクス：045-663-3415

ホームページ：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.html>